

普通預金（無利息型普通預金を含む）、総合口座取引、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金共通規定

1.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- （1）通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称（氏名）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当店に届出てください。
- （2）前項の印章、名称（氏名）、住所その他の届出事項に変更の届出の前に生じた損害については、当金庫に過失のある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- （3）通帳、証書または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳、証書の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- （4）通帳、証書を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

2.（成年後見人等の届出）

- （1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合は、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- （2）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- （3）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- （4）前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- （5）前4項の届出の前に生じた損害については当金庫は責任を負いません。

3.（印鑑照合等）

この取引において、証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

4.（盗難通帳等による預金等の不正な払戻し等）

- （1）盗取された通帳または証書（以下「通帳等」といいます。）を用いて行われた不正な預金等の不正な払戻し（以下、「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ①預金者が個人であること
- ②通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
- ③当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ④当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- （2）前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失である

ことおよび預金者に過失(重大な過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、通帳等が盗取された日(通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当金庫が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当金庫が、第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

5. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1) 普通預金(無利息型普通預金を含みます。)貯蓄預金、納税準備預金、預金契約上の地位その他普通預金取引(無利息型普通預金取引を含みます。)、総合口座取引、貯蓄預金取引および納税準備預金取引にかかるいっさいの権利および通帳、証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

(3) 通知預金の証書および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

6. (反社会的勢力との取引拒絶)

普通預金(無利息型普通預金を含みます。)、総合口座取引、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金(以下これらを「この預金」といいます。)は、第7条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫は、この預金口座の開設をお断りするものとします。

7. (取引の制限等)

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の各預金規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金

者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の各種規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

- (3) 前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

8. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳、証書および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。

- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった名称(氏名)、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ②この預金の預金者が第 5 号第 1 項に違反した場合
- ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④この預金の預金者が前記「普通預金（無利息型普通預金を含みます。）、総合口座取引、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金共通規定」第 5 条第 1 項に違反した場合
- ⑤この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用さ

れ、またはそのおそれがあると認められる場合

- (3) 前項のほか次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。

なお、この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。

- ①預金者が口座開設申込時に表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、
- ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

- ③預金者が自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

- (4) この預金が、当金庫が定める一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

9. (通知等)

届出のあった名称(氏名)、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳、証書を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) 普通預金(無利息型普通預金を含みます。)、総合口座取引、貯蓄預金、および納税準備預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。

通知預金は、預入日から7日間の据置期間経過前である場合または解約する日の2日前までに通知がない場合であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、普通預金(無利息型普通預金を含みます。)、総合口座取引、貯蓄預金、納税準備預金、および通知預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとします。通知と同時に通帳と届出印を押印した払戻請求書を当金庫に提出してください。

②複数の借入金等の債務(預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの)がある場合には充当の順

序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を延べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息については、次のとおりとします。

①通知預金の利息計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約条利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11. (休眠預金等活用法)

(1) 当金庫は、この預金について、当金庫ホームページに掲げる事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」といいます。)にもとづく異

動事由として取扱います。

(2) この預金について、休眠預金等活用法における最終移動日等は、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①当金庫ホームページに掲げる異動が最後にあった日。

②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として事項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日。

③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日。

(3) 第2項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①預金期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日。）。

②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと。

(a) 異動事由（当金庫ホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）。

(b) 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日の

うちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

(4) 休眠預金等代替金に関する取扱い

①この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

②前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

③預金者等は第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
・この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと。

(5) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合にかぎり、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代金の支払を請求することを訳します。

①当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。

②前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

(6) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解約をした場合であっても存続するものとします。

12. (規定の変更)

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上